

ろうきよう

●発行／(略称 労供労組協)
労働者供給事業関連労働組合協議会

〒110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F
電話 03(5603)4570 FAX 03(5603)7265
●発行人/ろうきよう編集委員会

多様な雇用形態にそつた 社会・労働保険制度の確立を!

昨年(二〇〇一年)二月六日、労供労組協は派遣労働者などにかかわる事項について厚生労働省と交渉を行いました。この交渉には、厚生労働省の職業安定局及び保険局保険課、雇用保険課、年金保険課など要請事項にかかわる担当部署の方々が出席しました。

厚生労働省の回答と対応は、今日の雇用が多様化・流動化している中で、現行の社会・労働保険の仕組みが実情に合わなく

なってきたことをあらためて浮き彫りにしたもので、社会保障システム全体の見直しが求められているといえます。



労供、派遣労働者の雇用と権利確立に関する要望事項のうち、派遣法に違反して派遣先事業主が派遣労働者を使用した時には直接雇用とすることにについては「制度上難しいところがある」と述べ、派遣労働者の賃金は派遣先の同一業務を行う労働者と同等にということについては、「雇い主が違ふ(ので)できないのではないか」と述べました。また、有期雇用契約の回復更

新については、「実態をつかみ対応する」と述べました。

ソフトウエア業界の業務委託契約と称する違法派遣については、「実態を把握し、必要に応じて指導を行う。委託などという名称の問題ではなく実態に則して対応する」とこたえました。(なお、労供労組協では、具体的な会社名をあげ、調査・指導を要請した)

政府が、派遣期間一年限度を「四五歳以上の中高年に限って派遣期間三年」ということを検討していることについての質問に対しては、「あくまで、時限立法であり、今のネガティブの一年を三年に読みかえるだけでは



と思う」と述べました。労供労組協は、このことが常用雇用の代替にならない保障はあるのか、四五歳以上の派遣期間三年が大量リストラを押し進めることにつながることはないのか、などと質問しましたが、回答はありませんでした。

派遣労働者への社会・労働保険の適用については、「二ヶ月以内の短期雇用の派遣労働者やヘルパーの雇用保険(日雇)適用については、同一の事業主である必要がある、派遣先が日雇雇用保険の適用事業所として職安から認められる必要がある。日雇労働者は毎日職安に通って認定してもらっており、「短

現場の実態を反映した改善を!

訪問介護、ヘルパーの待遇改善については、「介護報酬の実態調査は、当初介護報酬を決めた時に、身体介護と家事援助は2対1で区分し調査したが、複合介護は調査項目の中に入れていなかった。ヘルパーの賃金実態は二〇〇一年一〇月から調査をはじめている。家事援助における本来業務以外の作業の禁止

期的、一時的就労」は雇用保険の被保険者にはなれない」と述べました。

健康保険の適用については、「常用雇用の人を対象にした被保険者グループと国民健康保険のグループがあるが、派遣の空白期間があるので、適用モレがある。この空白期間がどの程度なら継続雇用とみなすことができるのか、現在の『みなし期間』を検討している。派遣会社の健保組合であれば、適用基準が明確になり、派遣元がかわっても引き続いて被保険者でいられるようになる」と述べました。

厚生年金については、「その適用基準は、労働時間が『四分の三以上』となっており、現在、『女生と年金検討会』で第三号被保険者の問題を検討している。ここでの方向性をふまえ、検討していくことになるだろう」と述べました。

については、通知を出すなど指導している。違反した事業所への指導は、その判断が都道府県にあるので不十分はあるとは思ふ。教育制度については、三級から二級へのレベルアップや、サービス提供者研修などを実施している。ヘルパーは医療行為をしてはいけないが、緊急やむをえない時には医療行為を

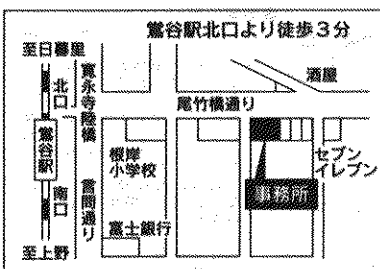
してもよい」とこたえることになりました。

交渉に出席していた労供労組協のヘルパーや担当者は具体的な事例を紹介し、「現場は困っている。ヘルパーも一定程度やれる基準を示してほしい」との発言に担当者はうなだれるばかりでした。

労供労組協は、「介護と医療の区分を明確にする必要はある。しかし、両方が重なり合う部分をどうするのか。医療行為は家族がよくて、ヘルパーが一律にダメというのはいかがか。医療行為ができるヘルパーの資格を検討する必要があるのではないか」など強く要請しました。(文責・事務局)

第一九回総会のご案内

日時 〇二年三月四日(月)
午後四時から
場所 タブレット根岸五階
新運転会議室(総会後交流会。一人三千円)



派遣健康保険組合、設立準備すすむ

財団法人・日本人材派遣協会が中心になって四月には「人材派遣健康保険組合」が設立される。

派遣労働者の場合、健康保険への加入は「正社員」の四分の三以上の労働時間で二ヶ月以上働く場合には加入が義務づけられるが、派遣期間が終了すれば無職となり、市町村の国民健康保険に加入することになる。

しかし、派遣会社は、派遣労働者を派遣した時は資格取得届、派遣期間が終了した時には資格喪失届などの事務手続きをしなければならぬ。一方、派遣労働者は、派遣期間終了後は自分で国保への加入手続きをしなければならぬなどの煩雑さもあって、国保にも健保にも入らない派遣労働者も多い。また、派遣元は保険料の事業主負担を嫌って健保加入を積極的に呼びかけない例もある。

労供労組協事務局は、人材派遣健康保険組合準備案を訪ね、日本人材派遣協会鮎野東副会長、設立準備案の毛利禮三事務局長らにその概要をお聞きした。(文責・事務局)

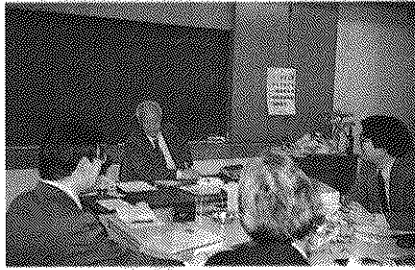
人材派遣協会は、昨年一月から派遣労働者の社会保険適用について厚生労働省と相談しながら研究してきたが、当面は健康

保険について検討することにし、派遣労働者三〜四万人の就労実態を調査し、健康保険組合を設立することにしたもの。

この健康保険組合は、総合健康保険組合で、加入予定の派遣会社は約一〇社、被保険者数は約八万人の規模になる。

設立の課題は、(1)一つの派遣元からの派遣期間が終了し、別の派遣元で次の派遣先が決まるまでの空白(無職)期間の扱いをどうするかだったという。

厚生労働省との話し合いで、(1)次の仕事を探している空白期間一ヶ月間は、任意継続被保険者扱いにし、引き続きその健保組合の被保険者とする。その間の保険料は事業主が負担することになる。ただし、負担する



保険料の額は国保並みとする(標準報酬八等級を予定)。(2)同じ派遣元で次の派遣先が決まるまでの一週間から一〇日の空白期間は、継続雇用とみなすというところで合意している。

設立時の保険料率は八%(一〇〇〇分の八〇)を予定しており、対象となる被保険者は若い人が多いので、健保財政は黒字となることが予想され、剰余金などは派遣労働者のために使っていくという。

健保組合の設立は、派遣会社

厚生労働省「しごと情報ネット」、情報提供の問題点

厚生労働省が運営する「しごと情報ネット」での情報提供について同サイトには、「しごと情報ネット」は、民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、経済団体、公共職業安定所等の保有する求人・求職情報から取り出されたインターネット情報を一

覧、検索できるようにし、システムとリンクしている各機関のホームページを閲覧する等の方法によって、詳しい求人情報にアクセスすることの出来るしくみ等です」と書かれています。実際に使ってみて本来の趣旨に沿わない以下の問題点があることがわかりました。

- 〔検索日時〕二〇〇二年一月一日、一四時
- 〔検索条件〕①就業形態：一般

の社会的アピールと保険料収入を増やしたい国にはメリットはあるが、はたして派遣労働者にメリットがあるのか(※)という声も聞かれました。

※(1)同じ派遣元における空白時の継続雇用の期間が短い(一週間から一〇日)。(2)派遣元が変わる場合は①通常(資格喪失後、再度加入)と何ら変わりが無い。(2)異なる健康保険になる(加入の一〇社以外の派遣元になる)可能性が大きい。

「しごと情報ネット」、情報提供の問題点

(正社員)②職種：技術系のしごと(IT関連)、③就業場所：東京都

(絞込み条件)①産業分類：サービス業・公務、②賃金：指定なし、③年収：五〇〇万円、④年齢条件：指定なし、⑤フリーワード入力なし

- 〔検索結果〕①しごと件数：五三九件、②情報提供企業件数：九社
- 〔問題点〕①「求人者名」に有料職業紹介事業者であるにもかかわらず自社名を掲載。
- ②「業務の内容」が具体的に欠ける(システム、ソフトの受託開発、「社内システム、ビジネスシステムに関する開発」など)。
- ③「詳細情報へのアクセス」

が単にその情報提供業者のトップページにリンクされている。

④仕事の詳細情報がないサイトがある。

⑤仕事の詳細情報はあるが直接リンクされていないため、しごと情報ネットで検索した仕事情報の詳細を探するのは困難なサイトがある。

以上のように単に自社(職業紹介)への登録をしてもらうことを目的としているケースも見られます。

労供労組協では二月から「しごと情報ネット」の運営会議に委員として参加します。問題点を明確にして、本来の趣旨に合った、求職者に役に立つサイトとして運用ができるよう協力していきます。

新運転、福祉輸送の企業組合設立

新運転が少子高齢化が進むなかで、中高齢者の雇用創出をめざして準備をすすめてきた福祉輸送サービス企業組合「ロマソン交通」が昨年二月に関東運輸局の認可を得て設立されました。

新運転は、交通運輸にたずさわる労働組合としてこれまで四三年の歴史をもっています。これまで培ってきた技能をいかし、新たな分野で社会的役割を果たそうと奮闘しています。障害者や高齢者などは日常生活の中で外出などにはどうして

●検索結果件数：539件

会社名	検索数	詳細情報	掲載分類
A社(※)	494件	あり(注)	B
B社	15件	あり	A
C社(※)	14件	あり	B
D社(※)	8件	なし	B
E社	2件	あり	B
F社(※)	2件	あり	B
G社(※)	2件	あり	C
H社	1件	あり	A
I社(※)	1件	なし	C

上記の※印社は情報提供に問題がある。

●掲載分類
A. 具体的な仕事情報を提供している
B. 見仕事情報(検索結果へ着て「詳細情報」がそのリンク先で見られる)がそのリンク先で見られるが、具体的な仕事情報(登録など)はなみを行うこと情報ネットに検索した仕事情報の詳細をさがすのは困難
(注)

も電車やバスよりもタクシーなどに頼らざるをえません。軽自動車での運賃は安く、救急時にも対応できる技術を身につけた運転手が利用者をドアからドアまで安全・快適に送り届けるという仕事は、まさに専門技能を持つ輸送関係に携わる労働組合の社会福祉への貢献といえることができます。

事業開始までには、一般乗用旅客自動車運送事業の営業免許を取得しなければなりません。が、待望の福祉タクシーは今春から走りだすことになりそう。